

定年退職者の嘱託職員としての雇用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定年によりこの法人を退職し、嘱託職員として雇用する職員に関する取扱いについて、必要な事項を定める。

(雇用対象者)

第2条 この法人は、定年によりこの法人を退職する職員であって、本人が引き続き勤務することを同意し、解雇事由または退職事由に該当しない者のうち、次の各号に掲げる基準（以下「基準」という。）をすべて満たした者については、嘱託職員として雇用することができる。

- ①定年退職後もこの法人での勤務に支障のない健康状態で、かつ精勤する意欲のある者
- ②勤務状況または業務能率が著しく不良でない者
- ③過去に減給以上の懲戒処分を受けていない者

(労働契約期間)

第3条 労働契約期間は、1年間とし、満68歳に達した日の年度の末日までを限度に1年ごとに更新することができる。

(勤務形態)

第4条 勤務形態は、次に掲げるものの中で、定年時の本人の能力・技能・経験、及び健康状態、そして本人の希望等を勘案して決定する。

- ①フルタイム勤務
- ②パートタイム勤務

2 パートタイム勤務の労働日及び労働時間は、個別に決定する。

(給与等)

第5条 給与及び賞与は、勤務形態、本人の能力・技能及び経験などを総合的に勘案して個別に決定する。ただし、退職金は、支給しない。

(職制)

第6条 嘱託職員は、事務員とする。但し、事務局長であった者については、この法人が特に必要と認めるときは、引き続き事務局長に任命することができる。

(年次有給休暇)

第7条 年次有給休暇の勤続年数の算定は、職員として就職したときより通算し、労働基準法の定めに基づき付与する。

(休職制度)

第8条 嘱託職員には休職制度を適用しない。

(その他の就業条件)

第9条 この規程に定めのない就業条件については、就業規則に準ずる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 本規程は平成27年 4月 1日より施行する。
- 2 この規程は、令和元年6月21日から施行する。